

# 第1編 総則・防災組織

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、白老町防災会議が作成する計画であり、本町地域において、災害予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期すことを目的とする。

- 1 白老町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

### 第2節 計画の構成

白老町地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 1 第1編 総則・防災組織
- 2 第2編 災害予防・応急対策及び復旧計画
- 3 第3編 風水害防災計画
- 4 第4編 地震・津波災害防災計画
- 5 第5編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
- 6 第6編 火山災害防災計画
- 7 第7編 事故災害防災計画
- 8 資料編

### 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により着実に実施しなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

### 第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
道基本条例	北海道防災対策基本条例（平成21年4月1日北海道条例第8号）
町防災会議	白老町防災会議
町本部（長）	白老町災害対策本部（長）
町計画	白老町地域防災計画
道計画	北海道地域防災計画
防災関係機関	白老町防災会議条例（昭和38年4月8日条例第8号）第3条に定める委員の属する機関
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

## 第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、これを修正する。

ただし、軽微な修正については、会長が修正し、次の町防災会議に報告するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画及び道計画の修正が行われたとき
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき

## 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

なお、関係機関の連絡先を資料編に掲載する。

### 1 指定地方行政機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
室蘭開発建設部	(1) 国道の整備、管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること (2) その所管に係る港湾、漁港施設の整備、防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること (3) 災害情報の収集・伝達、防災・減災の取組に対する支援に関すること (4) 直轄海岸及び樽前山火山砂防整備並びに災害復旧に関すること (5) 災害発生時の地域防災支援に関すること
胆振東部森林管理署	(1) 林野火災の予防対策及び未然防止の実施に関すること (2) 災害時の緊急復旧資材の供給に関すること
室蘭海上保安部	(1) 港内及び沿岸の船舶に対する情報等の伝達に関すること (2) 被災状況の調査に関すること (3) 海上災害の防止活動及び同災害の対応に関すること (4) 船舶交通の安全確保に関すること (5) 要請に基づき、又は独自の判断による人員及び物資の輸送に関すること
室蘭地方气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 白老町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保に関する事及び非常通信の訓練、運用、管理に関する事 (2) 非常通信協議会の運営に関する事
----------	--

## 2 自衛隊

関係機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第7師団 第73戦車連隊	(1) 災害に関する情報収集に関する事 (2) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関する事 (3) 町の行う総合防災訓練へ必要に応じ部隊等を協力させる事
陸上自衛隊白老弾薬支処 (白老駐屯地)	(1) 状況により、第73戦車連隊の情報収集を支援する (2) 町の行う総合防災訓練へ必要に応じ部隊等を協力させる事

## 3 北海道

関係機関名	事務又は業務の大綱
胆振総合振興局 地域創生部 地域政策課	(1) 総合振興局内非常配備体制の確認及び災害応急措置等の連絡調整に関する事 (2) 町長の実施する応急措置の調整等に関する事 (3) 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関する事 (4) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事 (5) 自衛隊の災害派遣要請に関する事
胆振総合振興局 室蘭建設管理部	(1) 所轄する道路、河川、海岸、急傾斜地の整備・管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関する事 (2) 土砂災害警戒情報の発表に関する事
胆振総合振興局 保健環境部 苫小牧地域保健室 (苫小牧保健所)	(1) 災害時における防疫活動の実施に関する事 (2) 災害時における救急医療の調整に関する事 (3) 救助法の救助実施の指導に関する事 (4) 救助法等に基づく従事命令等の行使に関する事

## 4 北海道警察

関係機関名	事務又は業務の大綱
苫小牧警察署	(1) 災害時における住民の避難誘導、救出救助、交通規制及び広報に関する事 (2) 災害時における警戒、警備及び犯罪の予防に関する事 (3) 災害情報の収集に関する事 (4) 行方不明者の捜索、死体見分に関する事

5 白老町

関係機関名	事務又は業務の大綱
白老町	(1) 白老町防災会議に関すること (2) 住民の自主防災組織の育成に関すること (3) 地震防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (4) 防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること (5) 被害状況の調査、災害に関する情報の収集・伝達及び広報に関すること (6) 公共施設の防災対策に関すること (7) 応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること (8) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (9) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること (10) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること (11) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること (12) 災害時における保健衛生に関すること (13) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること (14) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (15) 被災者に対する情報の伝達及びその他住民に対する広報に関すること (16) 要配慮者の把握及び擁護に関すること (17) 災害予防に関すること
白老町教育委員会	(1) 児童・生徒、教職員の災害時の安全対策及び防災に関する教育の推進に関すること (2) 避難等に係る教育施設の使用に関すること (3) 文教施設及び文化財の保全対策に関すること (4) 災害時における応急教育の実施に関すること

6 指定公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 白老郵便局他町内郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保と郵便業務運営の確保に関すること (2) 郵便の非常取り扱いに関すること (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること
北海道旅客鉄道株式会社 白老駅	(1) 災害時における鉄道及びバスの輸送の確保に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に係る関係機関への支援に関すること
東日本電信電話株式会社 北海道南支店苫小牧営業支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いに関すること (2) 災害時における電話利用の制限、並びに重要通信網の管理に関すること
北海道電力ネットワーク株式会社 室蘭支店	(1) 変電施設、送配電線等の保守、保安に関すること (2) 災害時における電力供給の確保に関すること
東日本高速道路株式会社 北海道支社北広島管理事務所	(1) 高速道路の維持管理及び災害復旧に関すること (2) 災害時の利用に関すること (3) 交通災害に関すること
日本赤十字社北海道支部 白老分区	(1) 災害時における医療、助産その他救助及び救護に関すること (2) 災害ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関すること (3) 災害義援金品の募集（配分）に関すること (4) 赤十字奉仕団の育成指導に関すること

## 7 指定地方公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
一般社団法人 苫小牧市医師会	(1) 災害時における救急医療に関すること
一般社団法人 苫小牧歯科医師会	(1) 災害時における歯科救急医療に関すること
社会福祉法人 白老町社会福祉協議会	(1) 要配慮者の保護の協力に関すること (2) 被災者に対する生活維持のための援助の協力に関すること (3) 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること
一般社団法人 北海道エルピーガス協会 胆振支部	(1) 災害時におけるエルピーガスの円滑な供給に関すること

## 8 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

関係機関名	事務又は業務の大綱
いぶり中央漁業協同組合 とまこまい広域農業協同組合 苫小牧広域森林組合	(1) 被災組合員に対する融資の斡旋、生活物資の確保に関すること (2) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること
白老町商工会	(1) 災害時における物価の安定、応急生活物資の供給及び復旧資材等の支援に関すること
白老建設業協同組合	(1) 災害時における応急対策及び復旧対策等の協力に関すること
日本水難救済会 白老救難所 虎杖浜救難所	(1) 港湾及び沿岸等における水難救助に関すること
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保守及び保安に関すること
湾関係施設の管理者	(1) 港湾関係施設の災害予防に関すること (2) 災害時における港湾関係施設の保守に関すること

## 9 協力関係機関及び団体

関係機関名	事務又は業務の大綱
白老地区林野火災予消防対策協議会	(1) 林野火災に対する予消防等に関すること
室蘭地区トラック協会 苫小牧支部	(1) 災害時における緊急物資、災害対策用資機材及び避難者の緊急輸送に関すること
白老町町内会連合会 町内会（自主防災組織）	(1) 災害時における町民の安否確認及び避難者の把握に関すること (2) 災害時における町内会、自主防災組織等が主体となって避難所運営を進めるための活動に関すること (3) 自主防災組織の結成及び活動に関すること (4) 各町内会への防災意識の普及啓発に関すること
白老町婦人団体連絡協議会	(1) 災害時における炊出し、救援活動に関すること
白老町赤十字奉仕団	(1) 災害時における炊出し、救援活動に関すること
白老町女性防火クラブ 連合会	(1) 災害時における炊出し、救援活動に関すること

しらおい防災マスター会	(1) 平常時における町内会等に対する防災知識、避難所運営知識及び防災活動の普及啓発に関すること
-------------	--

## 第 7 節 町民及び事業者の基本的責務等

いつ起こり得るかわからない災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取り組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

### 1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、災害に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

#### (1) 平常時の備え

ア 白老町防災マップ等の活用による、避難方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

イ 「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

ウ 隣近所との相互関係の形成

エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

カ 要配慮者への配慮

キ 自主防災組織の結成

#### (2) 災害時の対策

ア 地域における被災状況の把握

イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援

ウ 初期消火活動等の応急対策

エ 避難所での自主的活動や町民が主体となった避難所運営体制の構築

オ 町及び防災関係機関の活動への協力

カ 自主防災組織の活動への参加、協力

#### (3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

### 2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要なものとなる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高

め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び町内会（自主防災組織）等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対応

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

### 3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。



## 第2章 白老町の概況

### 第1節 位置

白老町は、北海道の南西部、胆振管内のほぼ中央に位置し、東は苫小牧市、西は登別市、北は千歳市、伊達市（大滝区）、壮瞥町に隣接して、南は太平洋に面している。

面積	広ぼう		位置	
	東西	南北	東経	北緯
425.64 km <sup>2</sup>	28.0km	26.4km	141度25分38秒	42度42分59秒

### 第2節 地勢

南東から南西にかけて、太平洋に広がる平野で海岸線の延長は25km、東端は苫小牧市と境を接する別々川をはじめ、社台川、白老川、ブウベツ川、ウヨロ川、フシコベツ川、敷生川等の大小河川が流れ、その流域に市街地が形成され、西端はポンアヨロ川で登別市に隣接している。

また、北東から北西にかけては、樽前山、白老岳、ホロホロ山、オロフレ山等の山岳地帯であり、その大部分は国有林で、ほとんどが支笏洞爺国立公園区域に属し、民族共生象徴空間（ウポポイ）、ポロト湖、倶多楽湖、虎杖浜温泉郷等、自然環境と歴史的な観光資源に恵まれている。

### 第3節 地質

白老町の地質は、全般的には比較的若い第四紀層が多く、海岸線に沿って細長く発展する沖積地と海岸線にほぼ直角に流れる河川流域の河成沖積地を除いては、ほとんど山地、台地に包含され、全体が有珠火山灰、礫の噴出物に覆われ、おおむね古い地層順に次のように区分できる。

#### 1 新第三紀層

- (1) 白老層＝砂岩頁岩互層、緑色凝灰岩層
- (2) 別々川層＝集塊岩層、砂岩砂質凝灰岩互層等、集塊溶岩層

#### 2 第四紀層

- (1) 社台川層＝社台川火山噴出物層、社台川礫岩層
- (2) 倶多楽火山噴出物層＝ポンアヨロ浮石層、登別泥流岩層、ランポーゲ浮石層
- (3) 森野層＝森野火山噴出物層、森野礫岩層
- (4) 段丘堆積物層＝洪積世新期の礫岩層
- (5) 沖積層＝砂礫層、砂丘構成物、扇状地堆積物、新期火山層

## 第4節 自然災害

本町の自然災害の概況は次の通りである。

### 1 春（3月～5月）の災害

一般に日照時間が長く晴天の日が多いが、低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。

低気圧はしばしば急速に発達しながら北海道付近を通過するため、低気圧の接近時は気温が高くなり、急激に融雪の進むことがあり、少量の雨でも浸水害や洪水害など融雪災害の発生することがある。また、低気圧の通過前後は広範囲で暴風が吹き、上空に強い寒気が流れ込むことにより暴風雪となる場合がある。

近年、本町に大きな被害をもたらした春の自然災害は確認されていない。

### 2 夏（6月～8月）の災害

梅雨がなく、高気圧に覆われて晴れる日が多い。

しかし、本州方面から北上した前線が北海道付近に停滞することにより、太平洋高気圧の縁辺を周り暖かく湿った空気が北海道へ継続的に流入することにより、局地的に非常に激しい雨が降り続き、土砂災害や浸水害、洪水害が発生することがある。また、広範囲に大雨や暴風をもたらす台風は6月以降、北海道付近に接近しやすくなり、8月は9月と並び台風接近数が最も多い。

平成28年は8月に5つの台風が北海道に接近した。特に台風10号の接近に伴う越波により、竹浦～虎杖浜地区の一部住宅では浸水被害等が発生した他、防波堤の一部損壊や倒木も発生した。

### 3 秋（9月～11月）の災害

秋は、低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。しかし前半の時期は前線が北海道付近での停滞や台風が北海道へ接近するため、暴風や高波、大雨による土砂災害や河川の氾濫、低地の浸水等により大きな被害が発生する場合がある。秋は大陸から寒気が流れ込みやすくなることから、大気の状態が不安定となり、発達した積乱雲による突風による被害に十分な注意が必要となる。

平成29年9月の台風18号に伴う高波の影響より、竹浦海岸の人工リーフに甚大な被害が発生したほか、国道36号線の竹浦橋が損傷し1カ月以上に渡り通行止めとなった。

### 4 冬（12月～2月）の災害

西高東低の冬型の気圧配置となりやすく、太平洋側にある本町は晴れる日が多いが、低気圧が北海道付近を通過する際に急速に発達することにより、広範囲で大雪や暴風雪となることがある。大雪と猛ふぶきにより大規模な交通障害や広範囲の停電が発生するなど大きな影響の被害が発生する場合がある。

近年、本町に大きな被害をもたらした冬の自然災害は確認されていない。

白老町の気象の月別平年値（統計期間：1991～2020年）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の深さ 合計(cm)	最深積雪 (cm)
1月	34.1	-3.7	0.5	-8.6	2.6	153.3	68	18
2月	35.9	-3.3	0.9	-8.5	2.6	155.3	76	25
3月	61.3	0.2	4.3	-4.4	2.6	178.8	56	19
4月	89.3	4.9	9.5	0.3	2.5	185.2	5	2
5月	155.6	9.7	13.9	5.6	2.1	183.0	0	0
6月	149.2	13.8	17.2	10.8	1.8	129.8	0	0
7月	207.8	17.9	21.0	15.4	1.7	108.7	0	0
8月	230.5	20.0	23.3	17.1	1.9	131.7	0	0
9月	206.9	17.2	21.6	12.8	2.4	158.5	0	0
10月	134.1	11.0	16.1	5.7	2.7	159.3	0	0
11月	88.5	4.6	9.2	-0.2	2.8	140.1	4	2
12月	56.8	-1.4	2.7	-5.8	2.7	136.6	40	11
年	1450.0	7.6	11.7	3.4	2.4	1820.4	253	28

出典：気象庁

## 第5節 社会的現況

災害は、地形、気象等の自然条件や都市化等の社会条件によって、被害の程度が違ってくる。被害を拡大する要因として、気象の変化、都市化の拡大や高齢化の進展、社会防災力の変化などが考えられる。

白老町の社会的情勢の推移は、表1のとおりである。

### 1 人 口

本町の人口は、少子化や地域経済の低迷などにより、昭和60年の24,353人をピークに減少を続け、令和2年の国勢調査では16,212人となった。しかし、65歳以上の人口は、増加傾向にあり、総人口に占める高齢化率は45.8%と高齢化が急速に進展し、約半数を占めるまでになっている。世帯数は、令和2年の国勢調査では7,688世帯であり、人口とともに減少傾向を示している。1世帯当たりの人員についても、年々減少を示し、核家族化が進んでいる。

### 2 生活環境の変化

本町の基礎的な都市基盤は、多様な産業等の繁栄により、計画的かつ効率的な市街地整備を推進してきた結果、高い水準で整備されている。しかし、人口減少が続く中、人口集中地区面積及び人口ともに減少傾向にある。

また、日常生活で、電気、上下水道、ガス、電話（携帯情報端末等）は欠かせないものとなっており、災害発生によりライフライン施設が被災して機能に支障が生じると生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され社会的混乱の要因となる。

表1 白老町の社会的情勢の推移

区 分	単位	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R02年 (2020)
総 人 口	人	21,662	20,748	19,376	17,740	16,212
65才以上人口（内数）	人	5,008	5,883	6,600	7,204	7,428
高 齢 化 率	%	23.1	28.4	34.1	40.8	45.8
世 帯 数	世帯	8,536	8,564	8,412	7,955	7,688
1世帯当たり人員	人	2.47	2.33	2.20	2.11	1.98
人口集中地区面積	km <sup>2</sup>	2.00	1.98	1.91	1.65	—
人口集中地区内人口	人	7,229	6,903	6,399	5,484	—

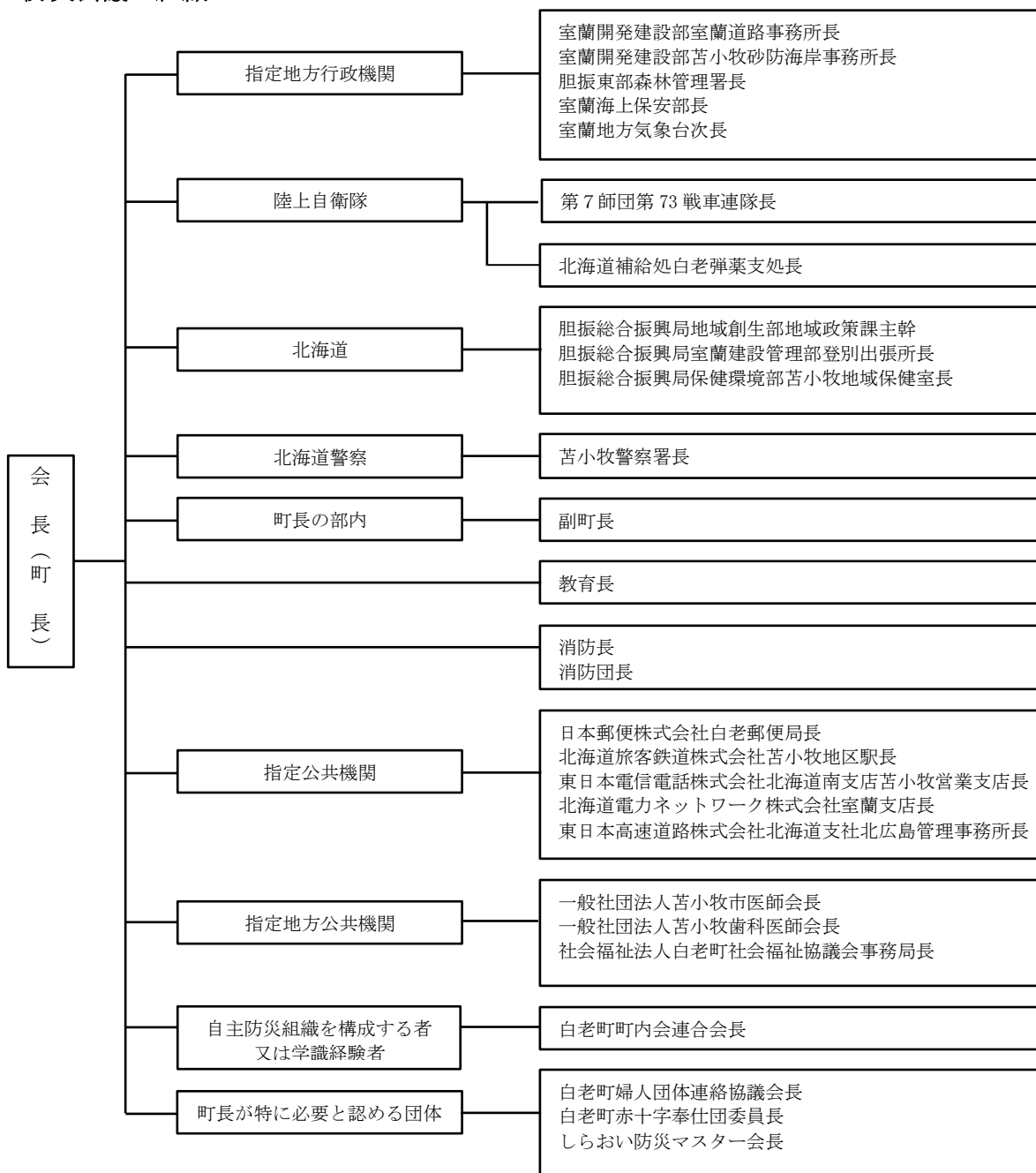
（注）総人口・世帯数・人口集中地区面積及び人口は、国勢調査（各年10月1日時点）の数値であり高齢化率は、上記調査を基に算出した数値、1世帯当たり人員は、施設等の世帯を除いた世帯数・人員より算出した数値である。

### 第3章 防災組織

#### 第1節 防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく白老町防災会議条例（昭和37年10月31日条例第28号）第3条第5項に定める機関の職員等又は、町長が特に必要と認める者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、町計画を作成し、その実施を図るとともに、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議するほか、法の規定に基づきその権限に属する事項を処理するものである。

##### 1 防災会議の組織



2 防災会議の運営

白老町防災会議条例に定めるところによる。

※白老町防災会議条例を資料編に掲載

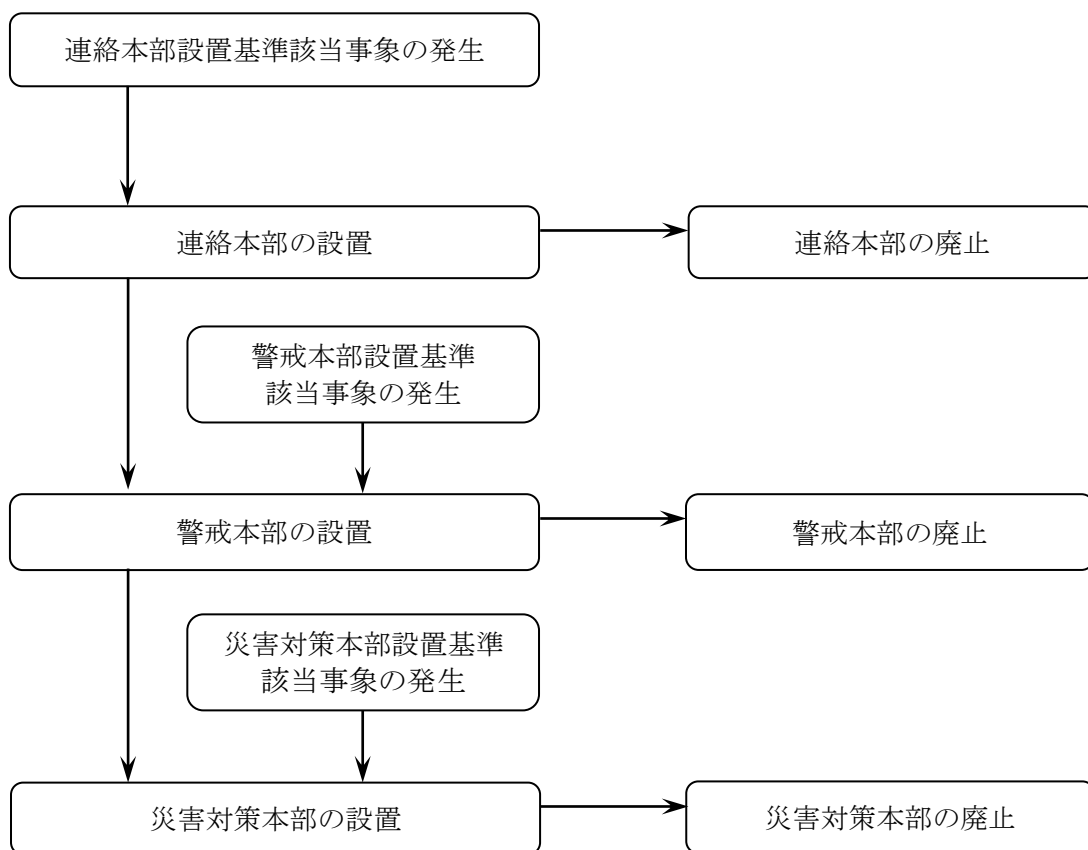
第2節 災害対策本部

1 本部設置概要と非常配備について

災害対策本部、警戒本部及び連絡本部の組織及び業務分担は、白老町災害対策本部条例（昭和37年10月31日条例第29号）の定めによるほか、本節に示すとおりとする。

※白老町災害対策本部条例を資料編に掲載

(1) 本部設置・廃止のフロー



(2) 配備体制及び本部設置基準等

配備体制及び本部設置基準は次に定める通りとする。なお、本部配備人員は資料編に掲載する。

設置本部	非常配備体制	本部設置場所
連絡本部	連絡配備体制	白老町役場（※）
警戒本部	警戒配備体制	
災害対策本部	第一非常配備体制	
	第二非常配備体制	

※ ただし、大津波警報が発表された場合、町内で震度6弱以上の地震または地震等により役場庁舎が被災し使用に堪えない場合は、代替本部を白老小学校に置くこととする。

災害の種類	連絡本部	警戒本部	災害対策本部	
	連絡配備体制	警戒配備体制	第一非常配備体制	第二非常配備体制
風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に次の警報のいずれかが発表されたとき                             <ol style="list-style-type: none"> <li>大雨警報</li> <li>洪水警報</li> <li>暴風警報</li> <li>波浪警報</li> <li>高潮警報</li> <li>水防警報(待機)</li> </ol> </li> <li>町内に次の注意報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあるとき                             <ol style="list-style-type: none"> <li>大雨注意報</li> <li>洪水注意報</li> <li>強風注意報</li> </ol> </li> <li>台風の接近又は前線の活発化等のおそれがあるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に次の警報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあるとき                             <ol style="list-style-type: none"> <li>大雨警報</li> <li>洪水警報</li> <li>暴風警報</li> <li>波浪警報</li> <li>高潮警報</li> <li>水防警報(出動)</li> </ol> </li> <li>局所的な災害が発生し、応急対策が必要なとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生し、応急対策が必要な時</li> <li>町内に土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する必要があるとき</li> </ul>	
雪害	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に次の警報のいずれかが発表されたとき                             <ol style="list-style-type: none"> <li>暴風雪警報</li> <li>大雪警報</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に次の警報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあるとき                             <ol style="list-style-type: none"> <li>暴風雪警報</li> <li>大雪警報</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所を開設する必要があるとき</li> </ul>	
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で震度3の地震が発生したとき（※1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で震度4の地震が発生したとき（※1）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で震度5弱以上の地震が発生したとき</li> </ul>
津波災害	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町沿岸に津波注意報が発表されたとき</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>本町沿岸に津波警報または大津波警報が発表されたとき</li> </ul>
火山災害	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>樽前山又は倶多楽に火口周辺警報が発表されたとき</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>樽前山又は倶多楽に噴火警報（特別警報）が発表されたとき</li> </ul>
大事故災害 (海上災害) (道路災害) (鉄道災害) (危険物等災害) (大規模火災) (林野火災)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命の救出救助及び被害者対策等を必要とするとき</li> <li>住民生活及び産業活動等に影響が生じ、対策が必要なとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</li> <li>被害が甚大なとき</li> </ul>	

災害の規模および特性に応じて、上記基準により難しいと認められる場合においては、臨機応変な配備体制を整えるものとする。

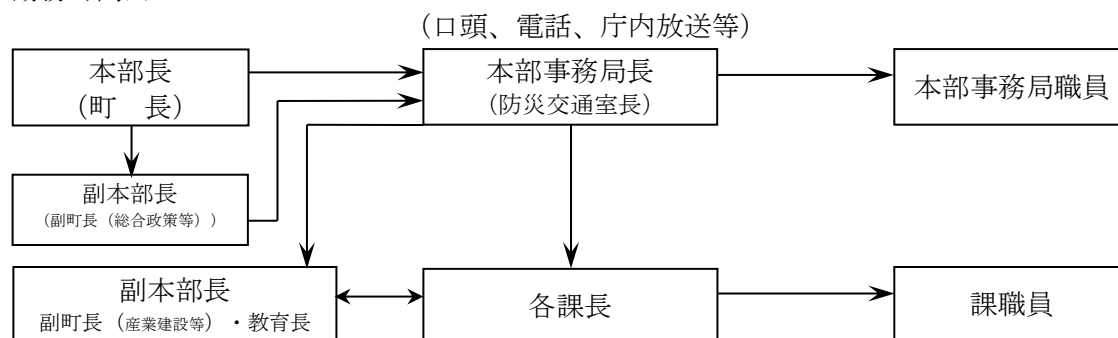
※1 町内の震度観測点は、気象庁の観測点である「白老町大町（役場庁舎内）」と、防災科学技術研究所の観測点である「白老町緑丘（桜ヶ丘総合運動公園内）」の計2か所があるが、いずれか高い方の震度を適用するものとする。なお、気象庁から発表される白老町の代表震度は、いずれか高い方の震度である。

(3) 災害対策本部非常配備の伝達系統

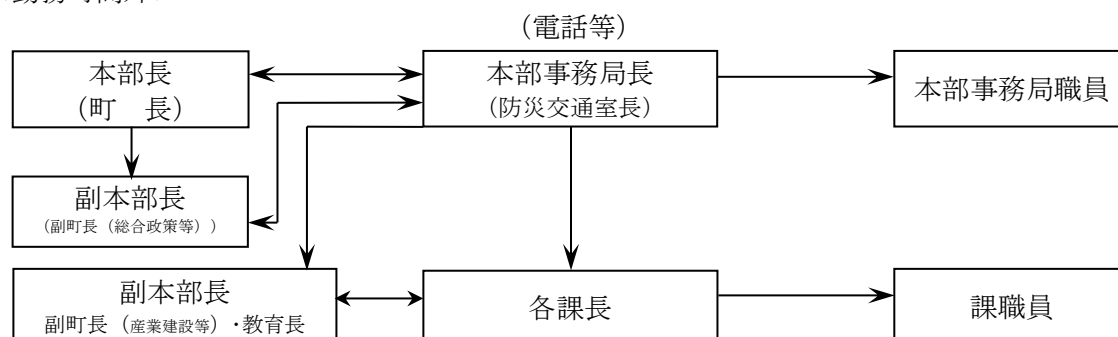
勤務時間内及び勤務時間外の非常配備伝達系統は、次のとおりとする。

なお、連絡本部及び警戒本部の場合は、これを準用する。

<勤務時間内>



<勤務時間外>



(4) 職員の非常参集

ア 全職員は、下記の事象が発生した場合は、直ちにテレビ・ラジオ等で情報を確認し、速やかに非常参集するものとする。（第二非常配備）

(ア) 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき

(イ) 本町沿岸に津波警報または大津波警報が発表されたとき

(ウ) 樽前山又は倶多楽に噴火警報（特別警報）が発表されたとき

イ 連絡本部、警戒本部、災害対策本部（第一非常配備）を組織する場合は、災害の状況を把握し、各班の参集人員を決定するものとする。

また、風水害等の事前に発生が予測される事象に対する非常配備については、極力勤務時間中に非常配備体制を決定し、(3)により伝達するものとする。

ウ 閉庁時に大津波警報が発表された場合、全職員は、最寄りの指定緊急避難場所等に避難する等自身の安全を確保する。その後、参集が可能な状況となった場合、本部設置場所（白老小学校）へ非常参集する。

エ その他ニュース等で町内全域に災害が発生し、被害が甚大なことを知ったとき、全職員は本部設置場所（白老町役場）へ非常参集する。

(5) 職員の安否確認

ア 災害対策本部事務局は、災害対策本部設置基準に該当する事象が発生した場合、全職員の安否等について確認するよう努める。

イ 全職員は、災害対策本部設置基準に該当する事象が発生した場合、災害対策本部事務局の安否確認に協力するとともに、確認がない場合であっても、自主的に自身の安否等を所属長へ報告することとする。

(6) 非常配備職員の留意事項

ア 各職員は、あらかじめ定められた災害時における非常配備体制及び自己の任務を十分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したと



きは、非常配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、災害応急活動を行うものとする。

イ 各職員は、異常天候等の場合においては、非常配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレビ等の気象情報等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属長との連絡をとり、必要に応じて所属長の指揮下に入るように努めるものとする。

ウ 各職員は、非常参集する場合、徒歩や公共交通機関、自家用車等を利用するなどして迅速に参集する。道路の遮断等により居住地の近くの施設に参集する場合は、徒歩、自転車、自動二輪車等とする。なお、参集場所までの通行には安全に十分配慮するものとする。

エ 各職員は、非常参集する場合、応急活動に便利で安全な服装とし、職員証、筆記用具、手袋、タオル、飲料水、食糧、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオその他必要な用具を可能な限り携行すること。

※職員証は、交通規制がされている場合等において、応急対策に従事する者としての証明に必要な場合がある。

カ 各職員は、非常参集する場合、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者（課長、指揮者等）に報告すること。また、火災又は人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防署又は警察機関へ通報するとともに、適切な措置をとること。

キ 参集した職員は、速やかに所属長に参集した旨を報告するものとする。

ク 災害の状況等により参集に危険があると判断した職員は、その旨を所属長に報告し、対応の指示を受けるものとする。

#### (7) 標識

本部長、副本部長、本部班員は、災害時において応急対策に従事するときは原則として災害対策本部用のベスト（ビブス）を着用するものとする。

ただし、消防職員、病院職員、保育園職員は除く。

## 2 連絡本部の設置

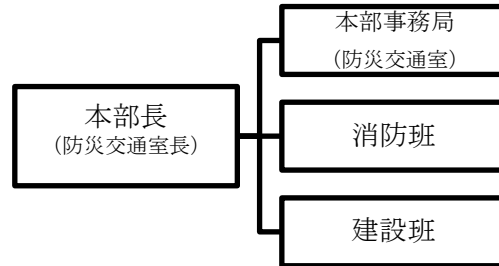
災害時の体制は次のとおりとし、警戒本部又は災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は連絡本部が行う。

### (1) 設置基準

連絡本部は、気象情報等を迅速に把握し、先に定める基準に従って職員を動員し、連絡本部体制（連絡配備体制）を確立する。

### (2) 組織

連絡本部の組織は次に定めるとおりとする。なお、組織構成の詳細及び各班の業務分担は資料編に示すとおりとする。



### (3) 本部長不在時の代行順位

第1順位 本部事務局（防災）グループリーダー

第2順位 本部事務局職員（防災）

### (4) 設置場所

連絡本部は、白老町役場内に設置する。

### (5) 本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めたときは、本部を廃止する。

### 3 警戒本部の設置

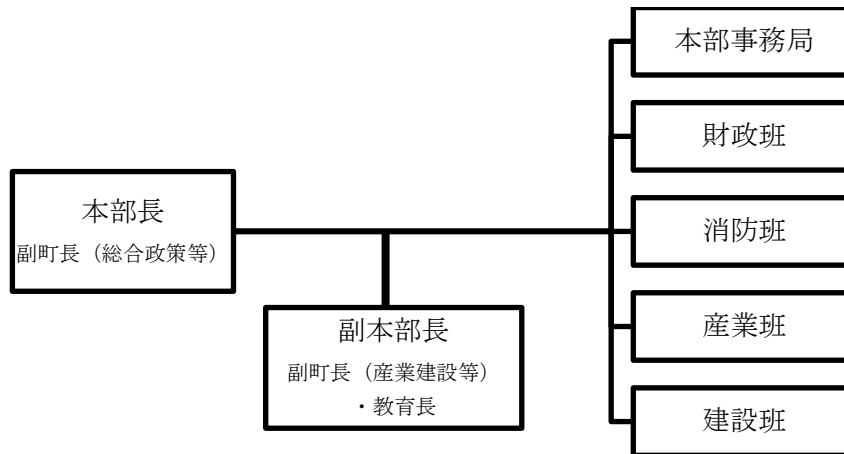
災害時で、応急対策が必要と認めたとときの体制は次のとおりとし、災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は警戒本部が行う。

#### (1) 設置基準

警戒本部は、災害初期情報や気象情報等を迅速に把握し、先に定める基準に従って職員を動員し、警戒本部体制（警戒配備体制）を確立する。

#### (2) 組織

警戒本部の組織は次に定めるとおりとする。なお、組織構成の詳細及び各班の業務分担は資料編に示すとおりとする。



#### (3) 本部長不在時の代行順位

第1順位 副町長（産業建設、町民生活部門）

第2順位 教育長

#### (4) 設置場所

警戒本部は、白老町役場内に設置する。

#### (5) 本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急対策が完了したときは、本部を廃止する。

#### 4 災害対策本部の設置

災害時で、町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

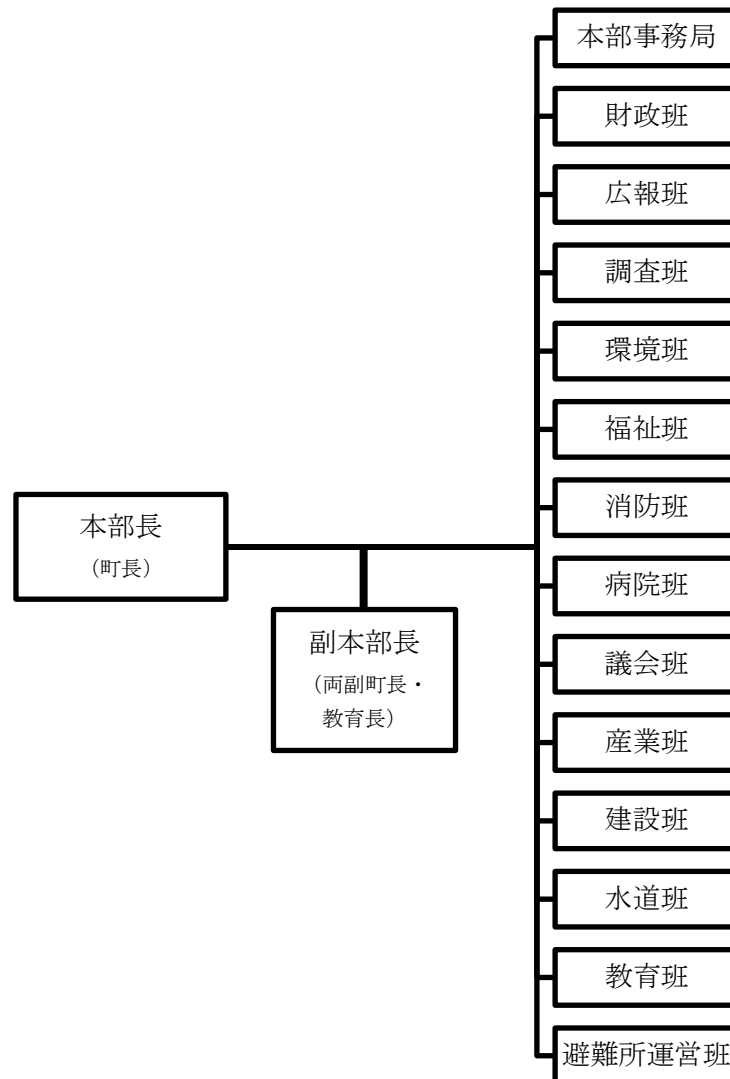
なお、災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は連絡本部若しくは警戒本部が行う。

##### (1) 設置基準

連絡本部、もしくは警戒本部は、災害情報や気象情報等を迅速に把握し、先に定める基準に従って職員を動員し、災害対策本部体制を確立する。

##### (2) 組織

災害対策本部の組織は次に定めるとおりとする。なお、組織構成の詳細及び各班の業務分担は資料編に示すとおりとする。



##### (3) 本部長不在時の代行順位

第1順位 副町長（総合政策、子育て福祉部門）

第2順位 副町長（産業建設、町民生活部門）

第3順位 教育長

(4) 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催することができる。本部会議における各組織の主な任務は次に掲げるとおりとする。

	主な任務
本部長	(1) 本部会議を招集すること (2) 本部会議の議長となること (3) 避難の準備・勧告・指示を行うこと (4) 警戒区域の設定を行うこと (5) 国、道、自衛隊、防災関係機関、他自治体、住民・事業所・関係団体等への支援協力要請を行うこと (6) その他本部が行う応急・復旧対策の重要事項について基本方針を決定すること (7) 本部事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	(1) 各対策部間の調整に関すること (2) 本部長を補佐し、本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長の職務を代理すること
本部各班 (課長・室長)	(1) 班長として、班員を指揮監督すること (2) 本部会議の構成員として、災害対策に関する重要事項、基本方針等の事案を審議すること (3) 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長、副本部長の職務を代理すること (4) 対応に必要な事項について、随時状況に応じた対応を検討し、関係部署へ指示すること ※班長に事故があった場合は、当該班の次席責任者が代理として出席する
本部事務局	(1) 本部会議の運営に関すること (2) 本部会議の議事録の調整に関すること (3) 本部会議の庶務に関すること

(5) 設置場所

災害対策本部は、白老町役場内に置く。ただし、大津波警報が発表された場合、または町内で震度6弱以上の地震または地震等により役場庁舎が被災し使用に堪えない場合は、代替本部を白老小学校に置くこととする。なお、災害の状況等から判断し有効と認められる場合は、更に他の場所に代替本部を置くことができるものとする。

(6) 設置の周知

災害対策本部を設置したときは、北海道胆振総合振興局及び防災関係機関に通知するとともに報道機関等を通じて町民に周知するものとする。

(7) 本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が完了したときは、本部を廃止する。廃止の周知は、設置の場合に準じて行うものとする。